

宮城県告示第百八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 丸森町
- 二 事業の種類 （仮称）館矢間コミュニティセンター整備事業及びこれに伴う附帯事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 宮城県伊具郡丸森町館矢間館山字玉川、字大門及び字北妻地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 本件事業のうち、（仮称）館矢間コミュニティセンター整備事業（以下「本体事業」という。）は地方公共団体（丸森町）が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業であり、土地収用法第三条第三十二号に該当する。

また、本体事業の施行に伴い附帯工事として行う（仮称）館矢間コミュニティセンターへの進入通路の設置工事は法第三条第三十五号に該当する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

- 2 第二号要件 本件事業の起業者である丸森町は、本件事業の事業計画を丸森町後期過疎地域自立促進計画の新規事業として平成十八年七月五日の町議会で、予算を平成二十年九月十八日の町議会でそれぞれ承認を得ており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

（一）本件事業の施行により得られる公共の利益について

丸森町では、平成十七年度に「第四次丸森町長期総合計画」を策定し、「協働のまちづくり」を基本理念の筆頭に掲げ、“町民の主体的な活動と交流の母体となるしくみづくり”を進めている。このため、町では、小学校区単位に組織された住民自治組織が中心となって地域住民、それぞれの地域の特色を活かした地域活動に積極的に取り組むことができるように、活動の拠点となっている各地区公民館の機能充実を図り、地方自治法に基づくコミュニティセンターに改編することとしている。

本件事業の対象地区である館矢間地区では、館矢間公民館を活動拠点に平成十九年三月に設立された住民自治組織である館矢間地区協議会が中心となって、それぞれの地域の特色を活かした地域活動が進めているが、館矢間公民館は手狭な上、昭和四十六年度建設で築後三十八年が経過し老朽化が進んでいるため、社会教育活動や地域活動なども十分に行えない実情にあり、とくに、高齢者などが中心に行っているゲートボールを始め、若い世代まで幅広く普及してきているペタンクやグラウンドゴルフなどのニュースポーツを行うためには他地区の施設を借りざるを得ない状況にある。

地域住民の主体的活動による住民自治の醸成とスポーツや文化活動を通じての活力あるコミ

コミュニティの醸成を図るためには、地域住民が積極的に地域活動に取り組めるよう必要な機能や規模を有する施設を早急に整備する必要に迫られている。

しかしながら、現在の館矢間公民館は施設の老朽化が進んでいる上、館矢間小学校が隣接し増築に必要な敷地の拡張も難しく、現在地での施設の新設は望めないことから、新たな場所（丸森町館矢間館山字玉川、字大門及び字北妻地内）に、鉄骨平屋建のコミュニティセンターのほか、倉庫、駐車場、多目的広場を移転建設することを計画したものである。とくに、この地区は住宅が散在しているため、参加者のほとんどは車で来場しているが、駐車場が少なく公民館の敷地外の館矢間小学校敷地や路上に駐車するなど、好ましい状況ではないことから新たに九十九台収容できる駐車場を整備することとしたものである。

（仮称）館矢間コミュニティセンターが完成すると、従来公民館では開催できなかった地域の代表的イベントである早苗振（さなぶり）大会をはじめとした地域ボランティアによる読み聞かせなどの社会教育活動など地域の個性ある活動が活発化することが見込まれている。さらに、多目的広場と収容台数九十九台の駐車場施設が完備されると、交通手段等の問題から参加が難しかった高齢者なども気軽に参加できるようになり、地域の個性ある活動が活発化するとともに高齢者から子どもまで幅広い年代の交流が活発化し、町民の文化及び福祉の増進並びに地域コミュニティの醸成に貢献するものと認められる。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律八十一号）及び宮城県環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に定める対象事業の要件を満たしていないため、これらに基づく環境影響評価は実施していない。

起業地周辺には民家が点在していることから、工事施工にあたっては騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に定める規制基準を遵守するほか、安全に十分配慮した工事施工を実施することで、周辺環境に与える影響は極めて少ないものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

（二）本件事業の施行により失われる利益について

上記のとおり本件事業における環境影響評価は実施していないが、本件事業により改変される起業地と近接し、土地の形状や利用形態も類似する館矢間地区において、宮城県が国道百十三号館矢間バイパス工事で実施した環境影響評価でヤハズエンドウなどの貴重な動植物が確認されていることから、起業地にも同様の動植物が生息するものと類推されている。これらのことから、当環境影響評価で示された対策（重要な種の移植などの環境保全措置）と同様の対策を実施することにより、貴重な動植物に与える影響については、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られるものと判断される。

本事業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性について

本件事業の起業地は、地域住民の交通利便性、周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、申請案が合理的なものと判断される。

また、附帯事業である進入通路は、潰地面積の規模、公道からの距離などを考慮して選定された三ルートについて比較検討のうえ決定されたものであり、申請案が最も合理的であると判

断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたように、本件事業の完成により従来公民館では開催できなかった活動が行えるなどの理由から、早期にコミュニティセンターの整備を行う必要があると判断される。

さらに、本件事業の対象地区である館矢間地区の住民自治組織である館矢間地区協議会から「コミュニティセンター」の整備促進を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

丸森町役場（しあわせのまちづくり推進課）